

# 田川市子どもの権利条例

令和4年3月24日

条例第12号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条・第2条）

### 第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

### 第3章 保護者、市民等、子どもに関係する施設及び市の役割と責務（第8条—第11条）

### 第4章 啓発（第12条）

### 第5章 施策の進行状況の調査（第13条）

### 第6章 雑則（第14条）

### 附則

子どもは、夢と希望に満ちあふれた、かけがえのない存在です。どの子ども自分らしく健やかに成長し、自分の力を伸ばすことができます。

大人は、子どもが自分の力を伸ばそうとしているとき、温かく見守り、時には一緒に考え、お互いに成長できる関係になることが大切です。

子どもは一人の人間としての権利をもっています。個人として尊重され、生命と権利・自由が保障されなければなりません。すべての子どもは、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。通称子どもの権利条約）の理念に基づき、差別や暴力から「守られる」とともに、たくさんの愛情のもとで、「生きる」、「育つ」、「参加する」権利があります。

大人は、子どもにとって最も良いこととは何かを第一に考えて行動しなければなりません。そのためには、子どもの意見や気持ちを尊重し、しっかりと受けとめ、子どもの立場になって一緒に考え、子どもがさまざまな体験ができるようにチャンスを広げていくことが大切です。

田川市では、農業のほかいくつかの産業が人々の生活を支えてきました。特に明治時代以降、当時の日本を支える石炭の産出が始まると、仕事を求めて多くの人が入ってきました。石炭を掘る炭坑労働者が住んでいた炭坑長屋では、人と人がふれあい、助け合いながら、強いつながりをもって日々の生活を送っていたことが伝えられています。田川や筑

豊の助け合い文化は、これまでの多くの人々の力によって築かれてきました。私たちは、この助け合いの精神を受け継ぎ、お互いを認め合う地域を作りたいと願っています。

子どもは、たくさんの人とのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にす  
る心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自分の力を伸ばし、自分の将来に夢をもち、生まれたことを誇りに思うことが  
できるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

田川市は、「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」として、社会全  
体で愛情をもって子どもを守り育て、健やかな成長が保障されるまちづくりを目指し、子  
どもも大人も地域もともに育つまちとしていくことを宣言し、この条例を定めます。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を保障するために、親、親に代わって子どもを育てる  
人、市内に住んでいる人など、子どもに関係する施設や市の役割を明らかにして、子ど  
もを支え、助ける施策の基本となることを定めます。さらに、将来にわたって子どもの  
権利及び健やかな成長が保障されることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

- (1) 子ども 市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、働いている人、活動している  
人の中で、18歳になっていないすべての人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを育てる立場にある人のことをいいます。
- (3) 市民等 市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、働いている人、活動している  
人や市内の団体、事業所のことをいいます。
- (4) 子どもに関係する施設 保育所、幼稚園、学校など、子どもが育ち、学び、活動す  
るための施設のことをいいます。

## 第2章 子どもの権利

### (安心して生きる権利)

第3条 子どもは、安全に安心して生きる権利をもっています。その権利を保障するた  
めに、主に次のことが保障されます。

- (1) 生命が守られること。
- (2) 健やかな成長や発達を妨げる環境から守られること。

- (3) 健康に配慮され、適正に医療やケアを受けられること。
- (4) 平和で安全な環境のもとで生活すること。
- (5) 孤独や孤立について相談できること。
- (6) 性的違和感について相談でき、性自認を認められること。

(豊かに育つ権利)

第4条 子どもは、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長する権利をもっています。その権利を保障するため、主に次のことが保障されます。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 個性が大切にされ、個性を伸ばすこと。
- (4) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (5) 余暇を楽しむこと。
- (6) 必要なときに休み、安心できる場で休息し、自分に合った歩みで学ぶこと。
- (7) 芸術、文化活動へ参加すること。

(守られる権利)

第5条 子どもは、暴力や害がある労働などから守られる権利をもっています。その権利を保障するため、主に次のことが保障されます。

- (1) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (2) 身体的、心理的、性的な暴力を受けないこと。放置されないこと。
- (3) 自分についての情報が正しくない方法で収集・利用されないこと。
- (4) 気軽に相談でき、必要な支援を受けること。
- (5) 万一、あやまちを犯した場合には、適切に保護・指導されること。

(参加する権利)

第6条 子どもは、自身が社会に参加し、自分の意見を表すことができる権利をもっています。その権利を保障するために、主に次のことが保障されます。

- (1) 自分の気持ちや考えを表すことができ、これらを大切に受けとめられること。
- (2) 自分の気持ちや考えを表すために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会があること。
- (3) 自分に関係あることについての話合いに参加できること。
- (4) 自分が意見を表すことについて、事前に十分な情報が提供されること。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、自分の権利が大切にされるのと同じように、自分以外の人の権利を大切にします。

### 第3章 保護者、市民等、子どもに関係する施設及び市の役割と責務

(保護者の役割)

第8条 保護者は、子どもにとって最も良いことを第一に考え、子どもが健やかに育つように、愛情をもって子どもの成長や発達に応じた教育を行い、子どもの権利が大切に守られるように努めます。

2 保護者は、家庭で安心して子育てができるように、必要な支援を受けることができます。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、「このまちの宝」である子どもを地域全体で育てるということを理解し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるように努めます。

2 市民等は、地域で子どもが意見を表す機会をつくり、子どもの意見を大切に受けとめます。

3 市民等は、地域で子どもが遊びなどの体験を通して、豊かに成長できるように、安全で安心な居場所づくりに努めます。

(子どもに関係する施設の役割)

第10条 子どもに関係する施設は、子どもにとって最も良いことを第一に考えて、愛情をもって指導や支援を行いながら、子どもを育成します。

2 子どもに関係する施設は、子どもの年齢や個性に応じて、子どもの自主的な活動を支援します。

3 子どもに関係する施設の設置者、管理者や職員は、子どもの育ちと子どもの気持ちを理解し、支援する力を身に付けます。

4 子どもに関係する施設は、いじめ等の防止を心がけて、相談しやすい環境を整えます。

5 施設運営について、子どもが意見を言うことができる機会を設けます。

(市の役割と責務)

第11条 市は、子どもの権利を保障するために、国や他の地方公共団体や関係機関と協力して、必要な支援をします。

2 市は、保護者、市民等や子どもに関係する施設が、それぞれの役割を果たすことがで

きるように、必要な支援をします。

- 3 市は、子ども、保護者、市民等や子どもに関係する施設に、市の政策等に関する意見を求めます。
- 4 市は、虐待やいじめのほか、子どもの権利に反することを防止し、早期発見に努めます。
- 5 市は、子どもや子どもに代わる人からの相談を受けたときは、すぐに対応するとともに、関係機関と協力するなど、適正に支援をします。
- 6 市は、地域で子どもが遊びなどの体験を通して、豊かに成長できるように、安全で安心な居場所づくりをします。
- 7 市は、子どもが意見を表す機会をつくります。
- 8 市は、権利を侵害された子どもが相談でき、侵害を受けた子どもを救済する独立した機関を設置します。
- 9 市は、子どもの権利を保障し、子どもに関する施策を推進するために行動計画を策定します。

#### 第4章 啓発

第12条 市は、子どもの権利について、子どもや保護者、市民等に理解してもらうように努めます。

- 2 市は、子どもに関係する施設や家庭、地域などによる子どもの権利を学ぶ取組に対し、必要な支援に努めます。

#### 第5章 施策の進行状況の調査

第13条 市は、子どもの権利に関する施策の進行状況について、毎年度調査します。

- 2 調査については、田川市子ども・子育て会議に対し、意見を求めます。
- 3 市長やその他の執行機関は、田川市子ども・子育て会議の報告や意見を尊重し、必要なことをします。

#### 第6章 雑則

第14条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めます。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。